

# 中堅・中小企業の賃上げ支援策について

2025/02/18

九州経済産業局

# 持続的な賃上げの実現に向けた中小企業の「稼ぐ力」の強化

- 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化。
- このため、今般の補正予算においては、（1）地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常的に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、（2）地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、昨年を上回る規模で実施。

価格転嫁対策の更なる徹底

- 下請法の改正の検討、執行強化
- 「価格交渉促進月間」における転嫁状況の調査等
- 業界やサプライチェーン全体での「取引適正化」



地域の賃金水準の底上げ

生産性向上や省力化投資等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等）
- 中小企業省力化投資補助金（カタログ補助金）の継続・運用改善
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等



地域の賃金水準の底上げ

「売上高100億企業」など、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金（仮称）の新設（売上高100億企業の創出等を強力に後押し）
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充



地域の賃金水準の引上げ

# 取引適正化に向けた施策ツール

- 原材料価格やエネルギーコスト、労務費等のコストが上昇する中、コスト増を下請中小企業だけでなくサプライチェーン全体で負担し、中小企業においても賃上げできる環境を整備するためにも、適切な価格転嫁をはじめ取引適正化の実現が不可欠。
- このため、中小企業庁として、厳正な法執行や実態把握、業界への働きかけなど施策ツールの拡充を図りつつ、公正取引委員会を始めとする関係省庁と連携の上、取引適正化を強力に進めていく。

## 1) 法律の厳正な執行

- ① 下請代金法(規制法。下請代金の減額、支払遅延等を禁止。立入検査、改善指導、公取委への措置請求等を実施。) ※改正を検討中
- ② 下請振興法(望ましい取引のあり方(振興基準)を策定・公表し、親事業者等に指導・助言等を実施。)
- ③ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(フリーランスに業務委託する事業者に対する規制法。取引関係のほか、労働環境整備についても。2024年11月1日施行。)

## 2) 実態把握・相談対応

- ① 下請Gメン(R5:300名→R6:330名)によるヒアリング(年間約13,000件 内九州約1,000件)
- ② 知財Gメンによるヒアリング
- ③ 全国47都道府県の下請かけこみ寺による相談対応(年間約12,000件)
- ④ 全国47都道府県のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し相談体制を強化(2023年7月10日設置)

## 3) 業界への働きかけ

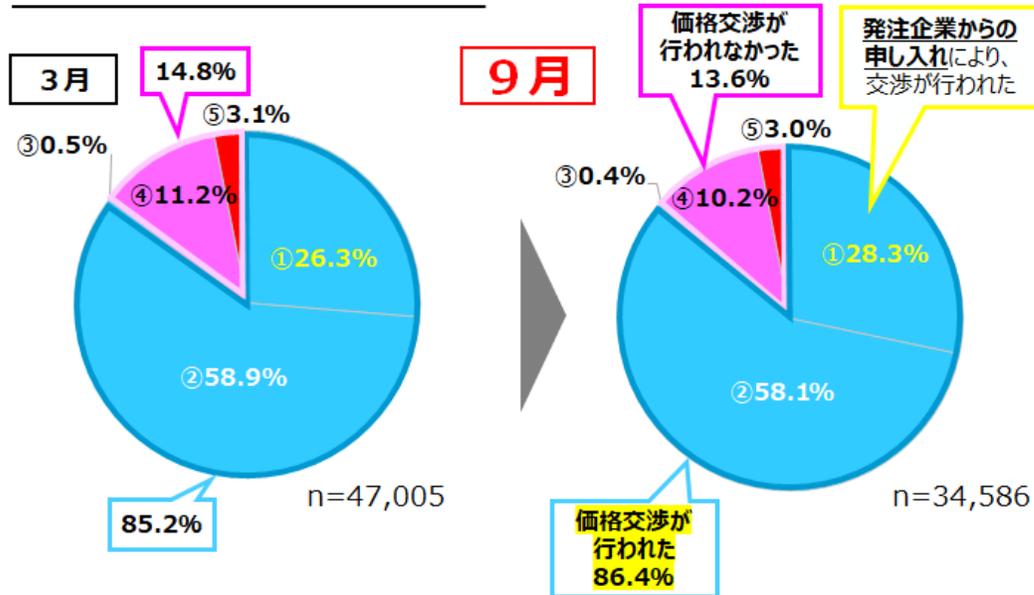
- ① 業種別ガイドライン(20業種) 自主行動計画(29業種・79団体)
- ② 価格交渉促進月間(9月、3月)
- ③ 取引先との共存共栄を発注側企業の経営者が宣言するパートナーシップ構築宣言(57,000社超)

# 価格交渉・価格転嫁の状況

- 2024年9月調査では「価格交渉が行われた」中小企業等の割合は**86.4%**に増加（3月調査時から約1ポイント増）。
- さらに「一部でも転嫁できた」中小企業等の割合は**79.9%**に増加（3月調査時から約3ポイント増）。
- コスト全体の価格転嫁率は**49.7%**に増加（3月調査時から約3ポイント増）。

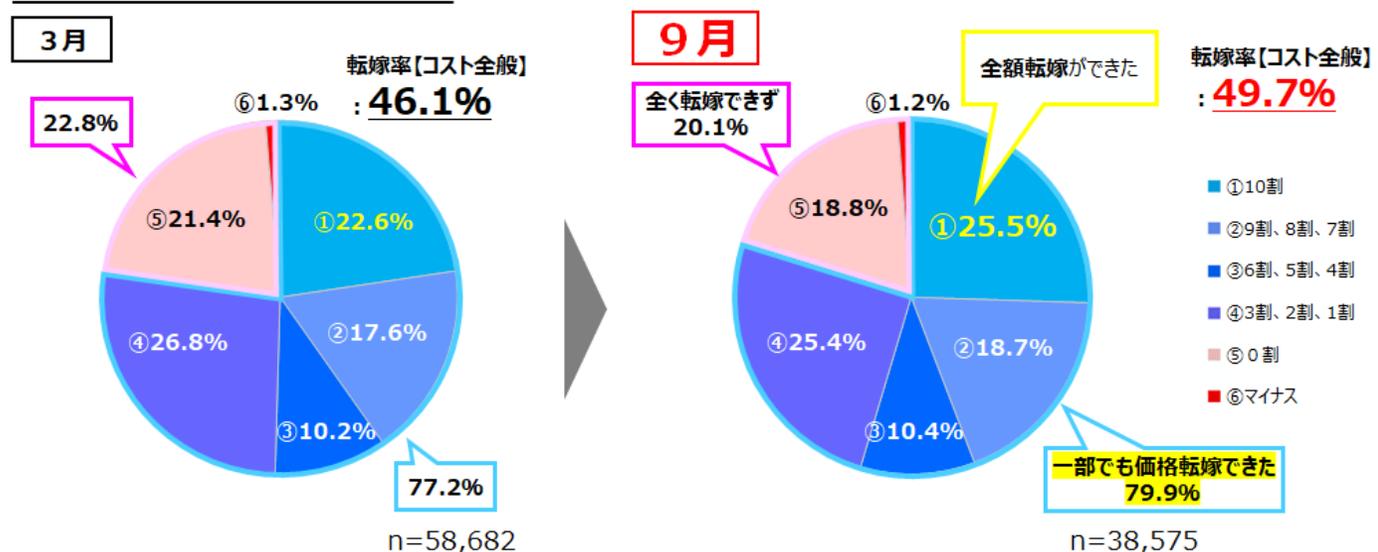
2024年9月価格交渉促進月間フォローアップ調査

## 直近6か月間における価格交渉の状況



① 発注企業から、交渉の申し入れがあり、価格交渉が行われた。	④ コストが上昇したが、発注企業から申し入れがなく、発注減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかった。
② 受注企業から、発注企業に交渉を申し出、価格交渉が行われた。	⑤ コストが上昇し、発注企業から申し入れがなく、受注企業から交渉を申し出たが、応じてもらえなかった。
③ コストが上昇し、発注企業から申し入れがあったが、発注減少や取引停止を恐れ、発注企業からの申し入れを辞退した。	

## 直近6か月間における価格転嫁の状況



※ 「価格交渉は不要」「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

※ 出典：中小企業庁「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査」

# 株式会社モリタの取引適正化事例

本社所在地：宮崎市  
事業内容：樹脂成型から組立・加工・検査  
の一貫製造、総合販売商社 等  
従業員数：125人



<http://morita-sun.com/>

**一貫生産体制構築を強みに大手自動車メーカーTier1へ成長。**  
**労務費を含めた価格転嫁を実現。自らもTier2、Tier3に対して適切な価格転嫁に取り組む。**  
**品質管理技術を磨いたことで、航空機分野等に進出。**  
**取引価格の上昇に成功し、賃上げを実施。**

## 主な取引上の課題

- 産業機械関係の総合商社として創業。その後、主力となる自動車関連部品等の製造分野に進出したが、**下請企業からの脱却。**
- 少子化や中国市場の成長鈍化による主力の自動車関連部品の受注減少を危惧。**新たな柱となる事業の確立。**
- **事業拡大による賃上げの原資の確保。**



## 改善内容・結果

- 一貫生産体制構築を強みに大手自動車メーカーの**Tier1へ成長。労務費を含めた価格転嫁を実現するとともに、自らもTier2、Tier3に対して適切な価格転嫁に取り組む。**
- **JISQ9100を獲得するなど品質管理技術を磨き、航空機部品メーカー等と取引。**
- その結果、**取引価格の上昇に成功し、それを原資に従業員の賃上げを実施。**従業員を大切にし、障害者雇用にも注力。賃上げもあって、人材確保は順調。



# 新たな取引適正化の全体像

## ～取引段階ごとの課題への対応～ (1 価格転嫁)

### 取引段階例

資本金  
(例) 100億円

完成品  
メーカー

資本金  
(例) 10億円

組立メーカー  
(一次下請)

資本金  
(例) 3億円超

部品メーカー  
(二次下請)

下請法  
対象取引

資本金  
(例) 5000万円

部品メーカー  
(三次下請)

資本金  
(例) 2000万円

部品メーカー  
(四次下請)

課題: 頂点から、次の取引階層へ、更に深い階層への価格転嫁の浸透

課題: コスト上昇時の不十分な価格転嫁への対応。厳正な法執行

課題: サプライチェーンの深い取引階層への価格転嫁の浸透

### ○企業の社名公表、指導・助言等

- 発注企業ごとの交渉・転嫁の状況の公表、大臣名での指導・助言(価格交渉月間) **(1月にも実施)**

### ○多段階での連携(下請振興法改正)

- 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の価格転嫁を促す。

### ○頂点企業への要請(総理指示)

- 直接の取引先の更に先まで考慮した価格決定や、それが隔々まで伝わる情報発信を、各事業所管大臣から要請。

### ○行政指導の強化(新たな運用)

- 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に協力を要請。

### ○下請法改正・執行強化(下請法改正)

- 「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正(案)の検討。
- 下請法執行: 公正取引委員会との連携強化(個別事件ごとの早期連携)、下請Gメンによる調査結果の活用。
- 勧告を受けた企業へ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策の検討。

### ○法律適用の拡大

**(下請法・振興法改正)**

- 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

### ○行政指導の強化

**(新たな運用)**

- 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

# 新たな取引適正化の全体像

～取引段階ごとの課題への対応～ (2 価格転嫁以外 (代金支払、型取引、知的財産 等))

## 取引段階 例

資本金  
(例) 100億円

完成品  
メーカー

資本金  
(例) 10億円

組立メーカー  
(一次下請)

資本金  
(例) 3億円超

部品メーカー  
(二次下請)

下請法  
対象取引

資本金  
(例) 5000万円

部品メーカー  
(三次下請)

資本金  
(例) 2000万円

部品メーカー  
(四次下請)

課題: 下請法対象ではない取引から、  
支払期間の短縮、現金払い化

課題: 支払い期間の更なる短縮、現金払い化。  
型取引の適正化。 知財保護の徹底。

課題: 深い取引階層まで、支払迅速化等の適正適正を浸透

### ○企業の社名公表等の拡大

(新たな運用)

- ・ 次回3月の価格交渉促進月間で、新たに、振込手数料や割引料の受注者負担の実態も調査。発注企業ごとに結果公表。

### ○多段階での連携・支払改善

(下請振興法改正)

- ・ 3以上の取引段階にある事業者が連携した事業計画を承認・支援し、1つ先の取引先とも一体の支払条件改善を促す。

### ○行政指導の強化 (新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が「発注者のさらに上位が問題」との声を把握した場合に、迅速な協力要請。

### ○手形利用の禁止、支払迅速化、型の対象拡大 (下請法改正・新たな運用)

以下の方向で検討。

- ・ 手形による代金支払いを禁止。  
電子記録債権などは、支払期日までに満額現金化できないものは禁止。
- ・ 金型以外(木型・樹脂型・専用治具等)も新たに規制対象化。  
型の所有権の所在にかかわらず、発注側が受注側に指示する「型の無償保管」を、下請法違反とガイドライン等に明示。

### ○知的財産に係る実態調査

(新たな運用)

- ・ 幅広い業種での知財取引の実態調査を行い、各種ガイドライン等の見直しを検討

### ○法律適用の拡大

(下請法・振興法改正)

- ・ 資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。

### ○行政指導の強化

(新たな運用)

- ・ 下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

# 新たな取引適正化の全体像

～ 個別の企業間取引の是正に加え、業界全体による、業界固有の商慣行に即した、自主的な取引適正化を促進～  
(3 商慣行も含めた、業界全体の課題への対応)

取引段階 例



課題:

- ・ 価格転嫁が厳しい業界あり。 業界構造や、商慣習を踏まえた、業界全体での対応が必要。
- ・ 業界ごとに、受注者の利益を損ねる商慣習あり。(例:代金の一定割合を差引く「歩引き」、「協賛金、手数料等の強要」)

## ○業界ごとの自主的な取引適正化

- ・ 29業種・79の業界団体が、それぞれの取引慣行を踏まえた策定済みの自主行動計画に基づき対応。
- ・ 労務費指針など政府の対策を踏まえた適時の計画改訂や、遵守状況の調査など、業界全体で自主的に取り組む。

## ○ 業界全体での一層の取引適正化の徹底 (総理 指示)

- ・ 中小企業の価格転嫁、価格転嫁を阻害する商慣習の一掃に向け、各 事業所管大臣が、各業界団体へ以下を要請。
    - ① 各業界において、**下請法違反が無いかの自主点検**や、**違反があった場合の不利益の補償**
    - ② サプライチェーンの頂点となる企業や業界における
      - ・ 直接の取引先の更に先まで価格転嫁が可能となるような**価格決定**
      - ・ それが**隔々まで伝わる情報発信**
      - ・ 「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」の**遵守の徹底**
- ※各業界団体・企業が同時に取り組むことで、業界横断で取引適正化を徹底

# 生産性向上・成長投資に資する補助事業（令和6年度補正予算）

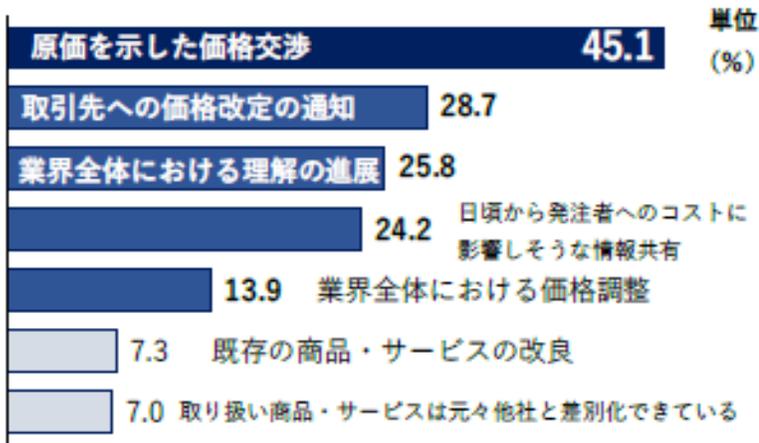
補助金名	制度概要	予算規模	主な変更点
中小企業省力化投資補助金	中小企業の省力化投資を支援し、付加価値や生産性の向上、賃上げを目指す。カタログ型で汎用製品を簡単に導入可能にし、一般型では個別ニーズに応じた設備やシステム構築を促進。	3,000億円 (基金)	オーダーメイド形式も対象とし、全方位型の省力化投資支援へ
中小企業新事業進出補助金	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。	1,500億円 規模(基金)	新規事業への挑戦に向けた設備投資等(建物費・機械装置費・システム構築費等)を支援
大規模成長投資補助金	地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進。	1,400億円	継続
中小企業成長加速化補助金	売上高100億円を目指す中小企業等への設備投資や多様な経営課題への支援事業を新設し、意欲ある中小・小規模企業の飛躍的な成長を促進。	3,400億円	<b>新設</b> 売上高100億の実現に向けた設備投資(建物費・設備費・システム購入費)を支援
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	足元の人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助。		<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率の最低賃金引き上げ特例(1/2→2/3)</li> <li>従業員区分を見直し、21人以上の中小企業を対象に補助上限額を引き上げ</li> </ul>
IT導入補助金	中小企業が制度変更に対応するため、生産性向上に資するITツール導入費用の一部を補助。		<ul style="list-style-type: none"> <li>補助率の最低賃金引き上げ特例(1/2→2/3)</li> <li>一部の枠で補助上限見直し</li> </ul>
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が自ら経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助。		制度の簡素化
事業承継・M&A補助金	M&A時の専門家活用費用や事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、設備廃棄費用等を補助。		<ul style="list-style-type: none"> <li>PMI枠の創設</li> <li>DD費用の支援拡充</li> </ul>

# 參考資料

# よろず支援拠点 ～ 価格転嫁サポート窓口～

- 中小企業・小規模事業者が抱える売上拡大等の様々な経営課題に対して、地域の支援機関と連携しながら無料で相談を受けるワンストップ窓口として、平成26年より各都道府県に1カ所ずつ「よろず支援拠点」を設置。
- 令和5年7月より、全国のよろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置し、**価格交渉に関する基礎的な知識の習得支援や、原価計算の手法の習得支援**を実施。

## 価格転嫁ができた理由（複数回答）



(出典) 株式会社帝国データバンク資料  
 (2023/2/9 特別企画：  
 価格転嫁の成功理由に関する企業アンケート)

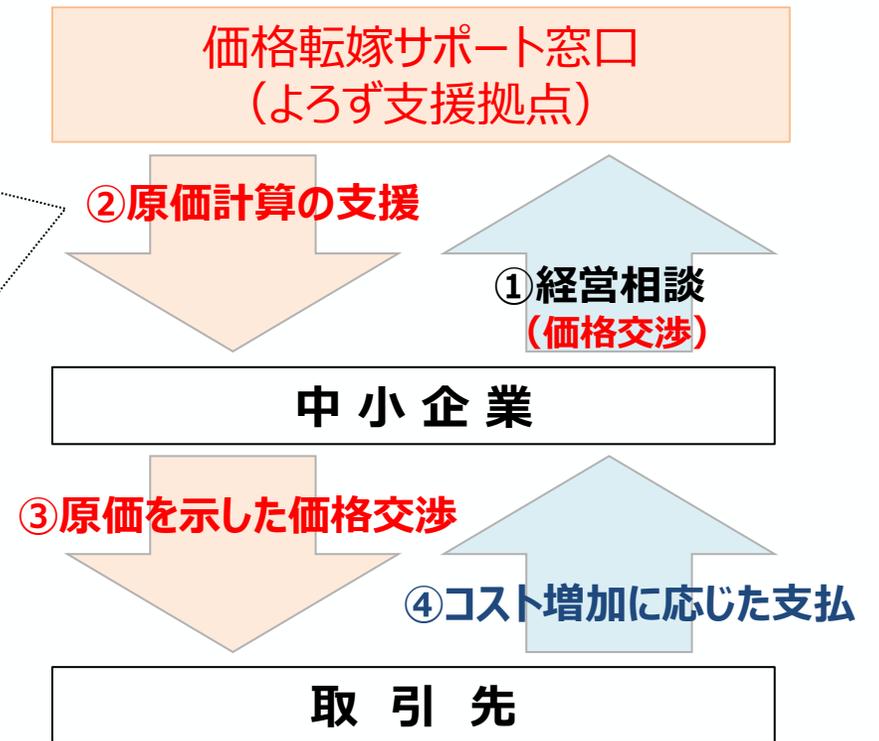
・原価管理に係る**基礎支援**

原価管理の目的とその算出に係る考え方、製品原価の算出に**必要な情報の把握手法等**について助言。

・**実践的な提案**

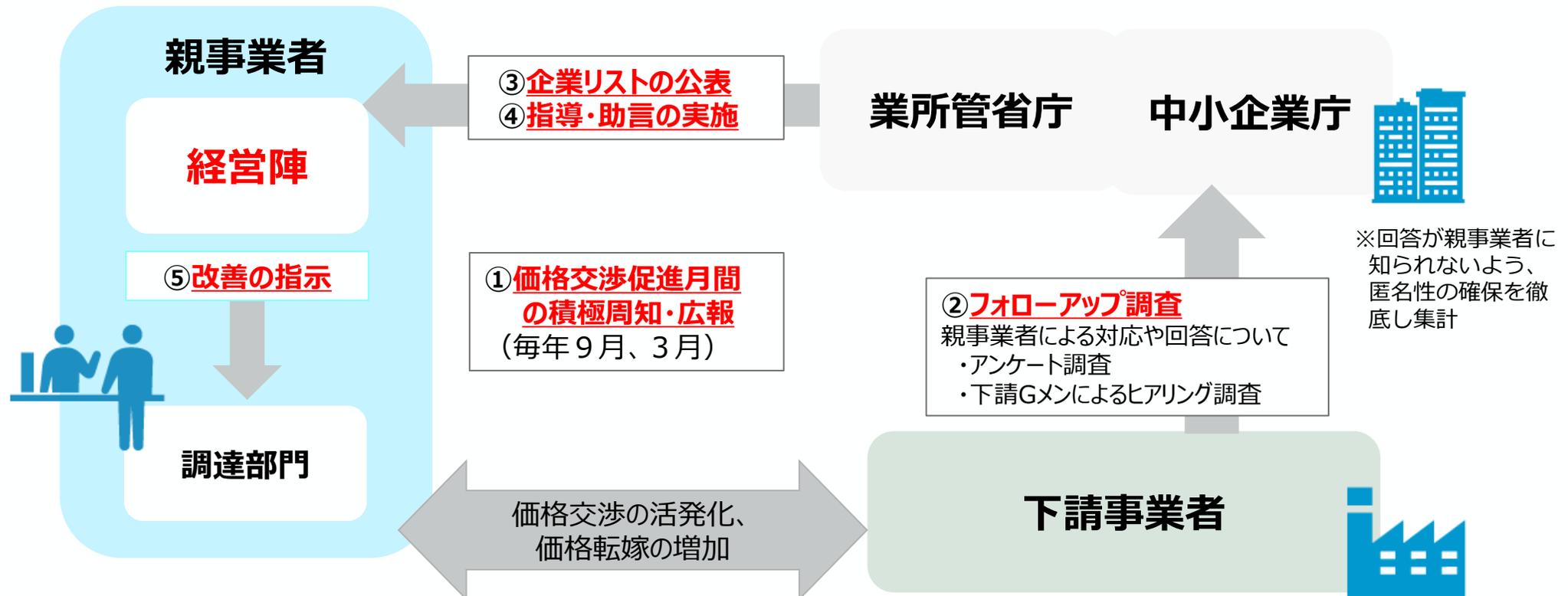
個々の企業の実態を踏まえた、具体的な**製品毎の原価の算出方法等**を提案。

## <価格転嫁サポート窓口のイメージ>



# 「価格交渉促進月間」における取組

- 中小企業の賃上げ実現の鍵となる価格交渉、価格転嫁を経済界全体で促すため、毎年3月と9月を「価格交渉促進月間」と設定し、経済界に周知・依頼（①）。
  - ⇒ 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**それぞれの実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査（30万社）**」、**②下請Gメンによるヒアリング**を実施し、結果を取りまとめ。
  - ⇒ 業界ごとの取組状況や、社名公表等により経営陣にも関与させ、取引方針の改善に繋げてきた。
- 2021年9月に開始。今年9月には、7回目の「価格交渉促進月間」を実施。



# 2024年9月 価格交渉促進月間フォローアップ調査の概要

- 原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、**多くの中小企業が価格交渉・価格転嫁できる環境整備**のため、2021年9月より**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。2024年9月で**7回目**。
- 成果を確認するため、各「月間」の終了後、**価格交渉、価格転嫁**の実施状況について、中小企業に対して「**①アンケート調査、②下請Gメンによるヒアリング**」を実施。必要に応じて**大臣名での指導・助言**等に繋げていく。

## ①アンケート調査

### ○調査の内容

中小企業等に、**2024年4月～2024年9月末までの期間**における、発注企業（最大3社分）との間の**価格交渉・転嫁の状況**を問うアンケート票を送付。調査票の配布先の業種は、経済センサスの産業別法人企業数の割合（BtoC取引が中心の業種を除く）を参考にして抽出。

○配布先の企業数 30万社

○調査期間 **2024年9月25日～11月11日**

○回答企業数 **51,282社**（回答から抽出される**発注企業数**は延べ54,430社）

※回答企業のうち、取引先がグループ企業のみなどの理由により、回答対象外の企業は14,166社

※参考：**2024年3月調査：46,461社**（延べ67,390社）

**2023年9月調査：36,102社**（延べ44,059社）

○回収率 **17.1%**（※回答企業数／配布先の企業数）

※参考：2024年3月調査：**15.5%**、2023年9月調査：**12.0%**

## ②下請Gメンによるヒアリング調査

### ○調査の内容

発注企業との間における価格交渉の内容や転嫁状況等について、全国の中小企業から広くヒアリングを実施。

○調査期間 **2024年10月21日～12月中旬**（予定）

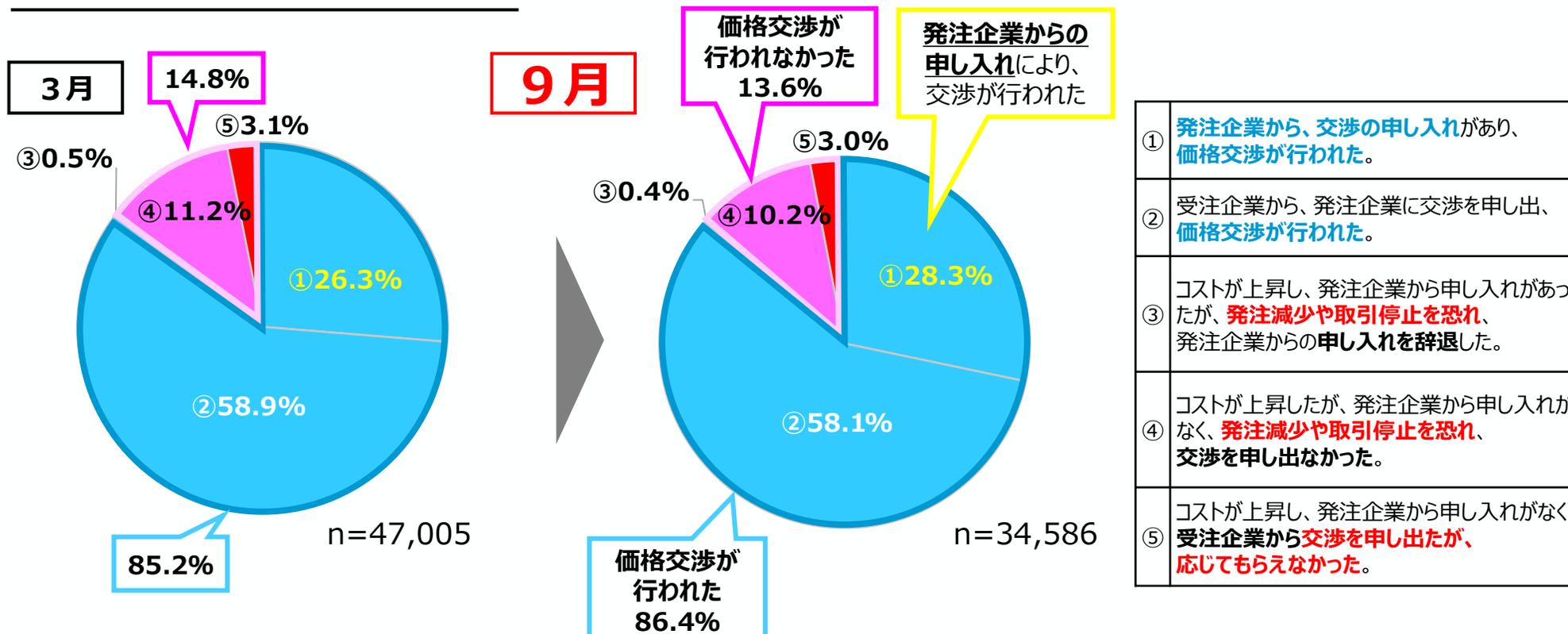
○ヒアリング件数 約2,000社（予定）

# 価格交渉の状況

※ 「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約2ポイント増の28.3%。
  - 「価格交渉が行われた」割合（①②）は、前回から約1ポイント増の86.4%。
  - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は減少（前回14.8%→13.6%）。
- 発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約1.5割。引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要。

## 直近6か月間における価格交渉の状況

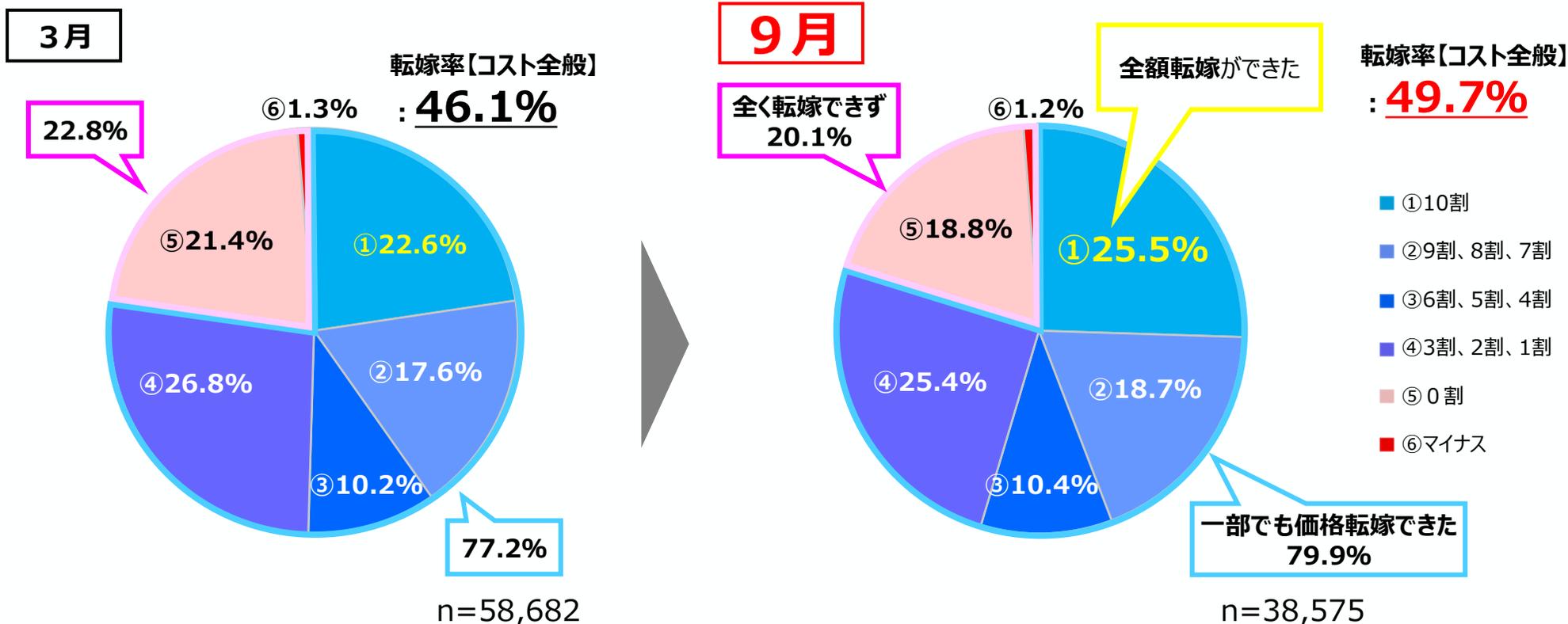


# 価格転嫁の状況【コスト全般】

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は49.7%、今年3月より約3ポイント増加（前回46.1%→49.7%）。
- 「全額転嫁できた」割合（①）は、前回から約3ポイント増の25.5%。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）も前回から約3ポイント増の79.9%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（22.8%→20.1%）。
- 価格転嫁の状況は改善してはいるが、転嫁できない企業との二極化がみられ、転嫁対策の徹底が重要。

## 直近6か月間における価格転嫁の状況



# パートナーシップ構築宣言

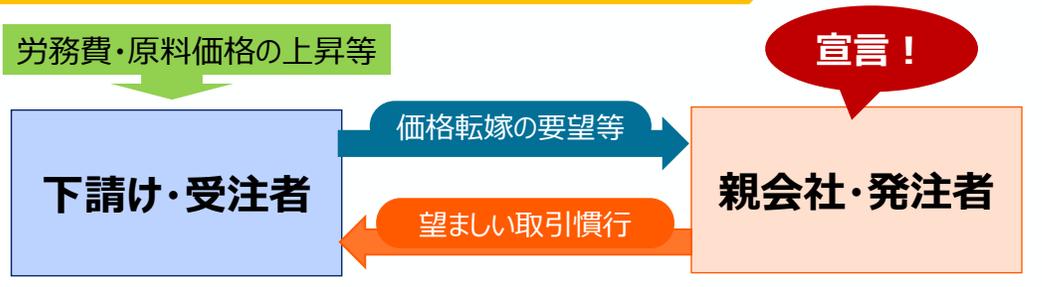
「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。

- (1) サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）

● 2024年12月17日現在、全国で57,728社、うち九州で4,981社が宣言（全国比：8.63%）

福岡1,989社、佐賀302社、長崎618社、熊本464社、大分569社、**宮崎275社**、鹿児島764社

## 宣言のイメージ



製造業だけでなく、**多様な業種**に宣言いただけるものです。  
部品製造委託等に限らず、社内の**ITシステム運用**や**清掃・メンテナンス業務委託**、**備品調達等**も含めた、幅広い委託・調達の場面が想定されます。

	全国	九州		福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
			全国比							
企業数	3,375,255	348,468	10.32%	131,240	22,405	38,267	46,830	31,999	31,900	45,827
パートナーシップ構築宣言数（12/17時点）	57,728	4,981	8.63%	1,989	302	618	464	569	275	764
パートナーシップ構築宣言の比率（%）	1.71%	1.43%	-	1.52%	1.35%	1.61%	0.99%	1.78%	0.86%	1.67%

# 地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 「パートナーシップ構築宣言」は、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。
- 全ての事業者に「パートナーシップ構築宣言」を広げるため、「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が全都道府県まで拡大。

## 〈パートナーシップ構築宣言の各地域での拡大の現状（2024年9月20日時点）〉

## 〈九州各県の主な取組〉

- 経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等  
**かつ**  
● 宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- 経済団体等が参画する宣言に係る協定締結、共同宣言等  
**または**  
● 宣言企業への補助金加点等のインセンティブを措置
- セミナー等による宣言の周知活動を実施



### ■福岡県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。さらに、参加団体を拡大し、宣言の一層の拡大と取引適正化に向けた共同宣言を採択
- 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

### ■佐賀県・熊本県・大分県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結。
- 宣言企業に対して補助金の加点措置

### ■長崎県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
- 宣言企業に対して補助金の加点措置
- 宣言の登録促進に向けて、県内企業へアンケート調査を実施

### ■宮崎県

- 県・国・県内団体が宣言の県内企業への周知・支援策の検討を含む、価格転嫁の円滑化に係る連携協定を締結
- 宣言企業に対して補助金の上乗せ措置

### ■鹿児島県

- 宣言の登録促進に向けて、説明会での広報、県内企業へアンケート調査を実施
- 県・国・県内団体が参加し、円滑な価格転嫁の推進に向けた意見交換会を開催
- 宣言企業に対して補助金の加点措置

30年ぶりの高い水準の賃上げ率を一過性のものとせず、**構造的・持続的な賃上げを実現することを目指す。**

改正後【措置期間：3年間】

改正前【措置期間：2年間】

全企業 ※1	継続雇用者※4 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率 ※6	教育 訓練費※7 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乘せ	35%
	+4%	15%					
	+5%	20%					
+7%	25%						

継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+3%	15%	+20%	5% 上乘せ	30%
+4%	25%			
-	-			
-	-			

中堅企業 ※2	継続雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+3%	10%	+10%	5% 上乘せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乘せ	35%
	+4%	25%					

全雇用者 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
+1.5%	15%	+10%	10% 上乘せ	40%
+2.5%	30%			

中小企業 ※3	全雇用者※5 給与等支給額 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+1.5%	15%	+5%	10% 上乘せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乘せ	45%
	+2.5%	30%					

※3 中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**※8。

- ※1 「資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上」又は「従業員数2,000人超」のいずれかに当てはまる企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**を行うことが適用の条件。それ以外の企業は不要。
- ※2 従業員数2,000人以下の企業（その法人及びその法人との間にその法人による支配関係がある法人の従業員数の合計が1万人を超えるものを除く。）が適用可能。ただし、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業は、**マルチステークホルダー方針の公表及びその旨の届出**が必要。
- ※3 中小企業者等（資本金1億円以下の法人、農業協同組合等）又は従業員数1,000人以下の個人事業主が適用可能。
- ※4 継続雇用者とは、適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給を受けた国内雇用者（雇用保険の一般被保険者に限る）。
- ※5 全雇用者とは、雇用保険の一般被保険者に限られない全ての国内雇用者。
- ※6 税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給増加額に税額控除率を乗じて計算。ただし、控除上限額は法人税額等の20%。
- ※7 教育訓練費の上乗せ要件は、適用事業年度の教育訓練費の額が適用事業年度の全雇用者に対する給与等支給額の0.05%以上である場合に限り、適用可能。
- ※8 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能。

# 中小企業省力化投資補助事業

## 3,000億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用)

中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とする。

#### 事業概要

##### (1) カタログ注文型

清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオーブン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

##### (2) 一般型

業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。

### 事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



※これまで実施してきた中小企業等事業再構築促進事業のスキーム

枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
カタログ注文型	5人以下 200万円 (300万円) 6~20人 500万円 (750万円) 21人以上 1000万円 (1500万円)	1/2
一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3、1,500万円を超える部分は1/3 ※最低賃金引上げ特例：補助率を2/3に引上げ (小規模・再生事業者は除く。)

### 導入支援イメージ

#### カタログ注文型

・自動券売機

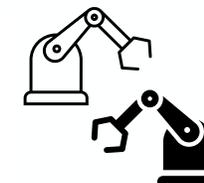


・無人搬送車

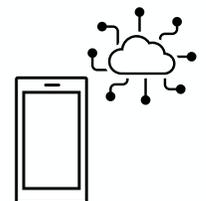


#### 一般型

・カスタマイズ機器



・ソフト+ハード



# 中小企業新事業進出促進事業 (中小企業省力化投資補助事業を再編)

## 1,500億円 (既存基金を活用)

中小企業庁経営支援部 イノベーションチーム

### 事業の内容

#### 事業目的

人手不足や賃上げといった昨今の経済社会の変化の中で、中小企業等が成長する過程においては、既存事業の拡大に加え、新たな事業の柱となる新事業への挑戦が重要。既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする。

#### 事業概要

企業の成長・拡大を通じた生産性向上や賃上げを促すために、中小企業等が行う、既存事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援。

### 基本要件

#### 基本要件

- 企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦  
※事業者にとって新製品（又は新サービス）を新規顧客に提供する新たな挑戦であること
- 付加価値額の年平均成長率+4.0%以上増加
- 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最賃の直近5年間の年平均成長率以上、  
又は、給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加
- 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上水準
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等

### 補助上限、補助率等

#### 補助上限

従業員数20人以下 2,500万円 (3,000万円)  
従業員数21~50人 4,000万円 (5,000万円)  
従業員数51~100人 5,500万円 (7,000万円)  
従業員数101人以上 7,000万円 (9,000万円)

※補助下限750万円

※大幅賃上げ特例適用事業者（事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成）の場合、補助上限額を上乗せ。（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。）

#### 補助率

1/2

#### 事業実施期間

交付決定日から14か月以内（ただし採択発表日から16か月以内）

#### 対象経費

建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

### 事業スキーム



# 中堅・中小企業の賃上げに向けた 省力化等の大規模成長投資補助金

国庫債務負担行為含め新規公募分として**総額3,000億円** ※令和6年度補正予算案額 1,400億円

## 事業の内容

### 事業目的

地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う大規模投資等を促進することで、地方においても持続的な賃上げを実現する。

### 事業概要

中堅・中小企業の持続的な賃上げや事業成長等を目的として以下の取り組みを行う。

#### ①大規模成長投資補助金

人手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行う。

#### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金

着実な事業成長等を実行可能な経営体制を整備するため、転籍・兼業・副業・出向等により大企業から経営人材を受け入れた場合に、給付金を給付する。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



①大規模成長投資補助金：補助上限額50億円

※投資下限額は10億円

②地域企業経営人材確保支援事業給付金：給付上限額450万円

※兼業・副業・出向の場合は給付上限額200万円

## 成果目標

### ①大規模成長投資補助金：

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

### ②地域企業経営人材確保支援事業給付金：

当該事業により経営人材を確保した中堅・中小企業が、確保前の想定を上回る企業成長を達成することを目指す。

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和6年度補正予算案額 3,400億円

中小企業庁

(1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室  
(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

#### 事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

##### (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。

##### (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発に必要な設備投資等を支援する。

##### (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDXの推進、サイバーセキュリティ対策、インボイス制度への対応等に向けたITツールの導入を支援する。

##### (4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者等が自ら経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援する。

##### (5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）

事業承継・M & Aに際し、設備投資等や、M & A・PMIの専門家活用費用等を支援する。

##### (6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



### 成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

# 中小企業成長加速化補助金の概要

- 売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
- 「売上高100億円を目指す宣言（※）」を行った中小企業における売上高100億の実現に向けた設備投資（1億円以上、建物費・機械装置等費・ソフトウェア費・外注費・専門家経費）を補助。

※売上高100億円を目指す宣言：

中小企業が自ら「売上高100億円を超える企業になること」「それに向けたビジョンや取組」を宣言し、ポータルサイト（令和7年春頃開設予定）上に公表をするもの

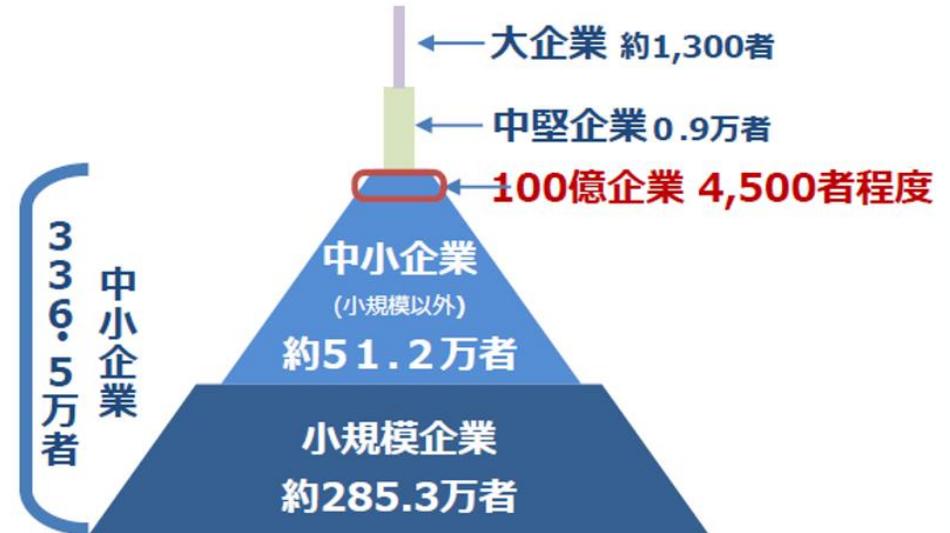
## 補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること ③その他、賃上げ要件 など
補助対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

## 事業スキーム



## 活用イメージ



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工

# 「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要

- 足下の賃上げ状況等を踏まえ、**基本要件を見直し**。
- 中小企業等の企業規模に応じた投資ニーズに対応するため、**補助金額に係る従業員規模区分を見直し、補助金上限額を一部拡充**。
- 力強い賃上げの実現に向けて対応する中小企業等の取り組みを支援し、賃上げ環境を整備するため、**最低賃金引上げ特例を創設**。

予算額	令和6年度補正予算案「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数		
基本要件	<p>以下の要件を全て満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行</p> <p>① <b>付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加</b></p> <p>② <b>1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上</b> 又は<b>給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加</b></p> <p>③ <b>事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準</b></p> <p>④ 次世代育成支援対策推進法に基づく<b>一般事業主行動計画を公表等</b>（従業員21名以上の場合のみ）</p> <p>※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。</p>		
補助対象経費	<p>&lt;共通&gt; 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費</p> <p>&lt;グローバル枠のみ&gt; 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費</p>		
支援内容		<b>製品・サービス高付加価値化枠</b>	<b>グローバル枠</b>
	概要	革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援	海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援
	補助上限額	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21～50人 1,500万円（2,500万円） 51人以上 2,500万円（3,500万円）	3,000万円（3,100万円～4,000万円）
	(特例措置)	大幅賃上げ特例（補助上限額を100～1,000万円上乘せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。）） ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準	
	補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
(特例措置)	最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）） ・ 指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること		

※ 3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。  
※ 基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

# IT導入補助金の概要

	通常枠		複数社連携 IT導入枠	セキュリティ 対策推進枠	インボイス枠	電子取引類型
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入		複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入	インボイス制度に対応し、会計・受発注・決済の機能を有するITツール及びそのためのハードウェアを導入	発注者がインボイス制度に対応し、受発注機能を有するITツールを導入し、受注者が無料で利用
	労働生産性の年平均成長率 + 3%以上増加（複数社連携IT導入枠 + 2%以上、セキュリティ対策推進枠 + 1%以上）					—
	—	給与支給総額を年平均成長率 + 1.5%以上増加かつ事業所内最低賃金が地域別最低賃金 + 30円以上		—		—
補助上限	ITツールの業務領域が1～3まで： 5万円～150万円	ITツールの業務領域が4以上： 150万円～450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて 3,000万円まで	5万円～150万円	ITツール： ～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円
補助率	中小企業：1/2 ※3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の30%以上いる場合：2/3		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 中小企業：2/3	小規模事業者：2/3 中小企業：1/2	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費、ハードウェア購入費	クラウド利用料（最大2年分）
昨年からの主な変更点	最賃近傍事業者への補助率を引き上げ		—	補助上限額及び補助率を引き上げ	—	—

# 小規模事業者持続化補助金（持続化補助金）の概要

小規模企業振興基本法に定める小規模企業振興基本計画において、重点施策として「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」や「需要開拓に向けた支援」が掲げられているところ。

当該施策方針に則り、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、当該計画に基づいて行う販路開拓等の取組を支援すべく、「小規模事業者持続化補助金」を措置。

	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠	創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取り組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等（青年部、女性部等）
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乗せ	補助上限 150万円上乗せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2 / 3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3 / 4			定額、2 / 3	2 / 3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2 / 3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			先に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年からの 主な変更点	枠から特例に移行。要件などの変更はなし。						

# 事業承継・M & A 補助金の概要

- ①事業承継前の設備投資、②M&A時の専門家活用、③M&A後のPMIの実施、④廃業・再チャレンジの取組を支援。

## ①事業承継促進枠

承継前の設備投資等にかかる費用を補助



補助率 1/2or2/3  
補助上限 800-1,000万円

### 【対象経費の例】

- 店舗改装工事費用
- 機械装置の調達費用

## ②専門家活用枠

M & Aにかかる専門家費用を補助



■ 買い手支援類型  
補助率 1/3・1/2or2/3  
補助上限 600万円、2,000万円※  
※100億企業支援要件を満たす場合

■ 売り手支援類型  
補助率 1/2or2/3  
補助上限 600万円

### 【対象経費の例】

- M&A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用
- DD費用（DDを実施する場合、DD費用として200万円を加算）

## ③PMI推進枠

M & A後のPMIにかかる専門家費用や設備投資を補助



■ PMI 専門家活用類型  
補助率 1/2  
補助上限 150万円

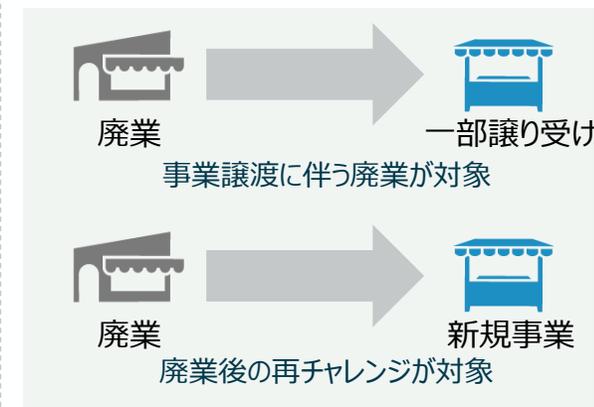
■ 事業統合投資類型  
補助率 1/2or2/3  
補助上限 800-1,000万円

### 【対象経費の例】

- PMI専門家への委託費用
- 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用

## ④廃業・再チャレンジ枠

承継時に伴う廃業にかかる費用を補助



補助率 1/2or2/3  
補助上限 150万円

### 【対象経費の例】

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費